

令和 7 年度
県外復興情報発信番組制作業務

企画コンペ実施要領

令和 7 年 6 月
岩手県復興防災部復興推進課

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県が実施する「令和7年度県外復興情報発信番組制作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

（１） 業務件名及び数量

令和7年度県外復興情報発信番組制作業務 一式

（２） 募集する企画提案の内容

資料2「業務仕様書」のとおり

（３） 委託期間

委託契約締結日から令和7年3月19日（木）までとする。

（４） 委託料の上限額

8,421,600 円（税込）

ただし、上限額での契約を保証するものではないこと。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者であり、かつ、岩手県から参加資格の確認を受けた者とする。

なお、複数の者による共同提案も認めるが、その場合、代表者を定めた上で参加するものとし、岩手県との契約の当事者は当該代表者とする。

〔参加資格の要件〕

- （１） 本業務の実施について、岩手県の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていることを前提に、岩手県に本店、支店又は営業所等を有していること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （３） 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４） 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
- （５） 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- （６） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

※ なお、岩手県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。

- （７） 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、岩手県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参

加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (8) (7)に規定する期間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画コンペ手続き等に関する事項

(1) 提出及び問合せ先

岩手県 復興防災部 復興推進課

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

電 話 019-629-6945

F A X 019-629-6944

電子メールアドレス AJ0001@pref.iwate.jp

(2) 企画コンペ説明会

企画コンペに係る説明会は行わない。

(3) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和7年6月30日（月）午後5時まで

イ 受付場所 上記3(1)に同じ。

ウ 提出方法 【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出するものとする。

エ 回答方法 受け付けた質問については、原則として電子メールにより回答するとともに、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県ホームページに随時掲載するものとする。

オ 回答期日 令和7年7月3日（木）を最終の回答期日とする。

(4) 参加資格の確認

参加者は、参加資格確認申請書類を、下記により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

下記の様式等を全て提出すること。なお、共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ【様式1-3】を提出すること。

- ・ 【様式1-2】 参加資格確認申請書
- ・ 【様式1-3】 会社概要及び過去3年間の主な情報発信業務等実績
※ 実績については、契約書の写しを添付すること。
他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

- ・ 【様式1-4】 受付票

イ 提出期限

令和7年7月8日（火）午後5時〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

上記3(1)まで持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出す

ること。

- ・ 郵送の場合は、期日までに必着のこと。

エ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和7年7月11日（金）までに電子メールにより通知する。

オ 留意事項

- ・ 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、企画コンペに参加することができないものとする。
- ・ 参加資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者が行った企画提案を無効とすることがある。

（5）参加資格の喪失

参加者は、下記4に定めるプレゼンテーションの実施日までに、参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。

（6）企画提案書等の提出

参加者は、企画提案書等を、下記により提出するものとする。

ア 提出書類

資料2「業務仕様書」で定める書類

イ 提出期限

令和7年7月17日（木）午後5時〔必着〕

ウ 提出先及び提出方法

上記3（1）まで持参又は郵送により提出すること。

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に直接提出すること。
- ・ 郵送の場合は、封筒表に「企画提案書等在中」の旨を記載し、期日までに必着のこと。

エ 留意事項

- ・ 参加者1者につき1提案とする。また、企画提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。
- ・ 提案に係る費用の総額は、上記1（4）の委託料の上限額を超えないものとする。

（7）企画提案の無効

上記3（4）により参加資格が認められなかった者の企画提案及び下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

ア 提出期限を過ぎて提出された提案

イ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

（8）企画コンペへの不参加

ア 上記3（4）の結果、参加資格を有すると認められた者が、下記4に定めるプレゼンテーションに参加しない場合は、プレゼンテーション実施日の前日までに、【様式1－5】「企画コンペ参加辞退届」を、上記3（1）まで持参又は郵送により提出すること。

イ 上記3（8）アによりコンペに参加しなかった者は、これを理由として、以降、岩手県が実施する他の企画コンペ等について、不利益な取扱いを受けることはない。

4 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

参加者の企画提案の審査は、資料3「企画提案審査要領」に基づき、企画提案選考委員会において行うものとする。

なお、企画提案書等の内容が、上記1(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象としないものとする。

(2) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時（予定）

令和7年7月24日（木）（予定）

※企画提案の提出状況などにより、開催時期が変更となる場合がある。詳細は参加資格確認結果と併せて別途通知する。

イ 開催場所（予定）

盛岡市内 ※詳細は参加資格確認結果と併せて別途通知する。

ウ 開催方法等

- ・ 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者によるプレゼンテーションに基づいて実施する。

なお、プレゼンテーションの実施に当たり、追加資料等を提出することは認めない。

- ・ パソコン、プロジェクター等の機材を使用する場合は事前に上記3(1)に電子メールで連絡することとし、この場合の機材は、参加者の持込を原則とする。
- ・ プレゼンテーションの順番については、上記3(4)に掲げる書類の提出があった順とする。
- ・ プレゼンテーションの時間については、1者当たり30分（説明15分、質疑応答15分）とする。
- ・ 参加者が5者を超える場合には、事務局において、企画提案書等の審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評価された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行う。なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行わない。

(3) 受託候補者の決定

ア 岩手県は、企画提案選考委員会の審査結果に基づき、第1順位の受託候補者を決定する。

イ 審査結果は、受託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の受託候補者が契約を締結しないときは、次点の者と契約の交渉を行う。

エ 契約締結は、令和7年8月上旬を予定している。

5 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、資料2「業務仕様書」と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、岩手県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目の追加、変更又は削除を行うこ

とがある。

(4) 契約結果の公表

岩手県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県ホームページ上で公表する。

6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が岩手県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとする。
- イ 提出書類は返却しないものとする。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとする。

(2) 企画コンペ参加に要する経費について

企画コンペ参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) コンペスケジュール（予定）

ア 企画コンペ実施要領等の公表	6 月 20 日（金）
イ 質問票の提出期限（質問がある場合）	6 月 30 日（月）
ウ 質問に対する県の回答期限	7 月 3 日（木）
エ 参加資格確認申請書等提出期限	7 月 8 日（火）
オ 参加資格確認結果通知	7 月 11 日（金）
カ 企画提案書等提出期限	7 月 17 日（木）
キ 企画提案選考委員会（予定）	7 月 24 日（木）
ク 企画コンペ結果通知（予定）	7 月下旬
ケ 契約締結（予定）	8 月上旬

※ 現在の予定であり、変更する場合は、別途お知らせする。

(4) その他

- ア 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。

【様式 1 - 1】

会 社 等 名	
担 当 部 門	
担 当 者	
電子メールアドレス	
電 話	
フ ァ ッ ク ス	

実施要領等に関する質問票

No.	資料名称	該当頁 該当行	該当項目	質問内容

留意事項

- ・ 期限内に原則、電子メールで提出してください。
なお、メール提出後、下記担当まで電話をお願いします。
- ・ 期限を過ぎたものは受け付けません。
(提出先)
岩手県 復興防災部 復興推進課 (担当：阿部)
電 話：019-629-6945 F A X：019-629-6944
電子メールアドレス：AJ0001@pref.iwate.jp

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名



参加資格確認申請書

「令和 7 年度県外復興情報発信番組制作業務」に係る企画コンペ参加資格について確認されたく、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、次の内容について、虚偽がないことを宣誓します。

記

- 1 本業務の実施について、県の要請に応じて迅速かつ円滑に対応できる体制を整えていることを前提に、岩手県に本店、支店又は営業所等を有していること。
 - 2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - 3 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
 - 4 破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。
 - 5 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
 - 6 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- 7 参加資格確認申請書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
 - 8 7に規定する期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
 - 9 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

【様式 1 - 3】

会社概要及び過去 3 年間の主な情報発信業務等実績

商号又は名称		
代表者職氏名		
所 在 地		
設 立 年 月 日		
資 本 金		
直近の年間売上高		
従 業 員 数		
業 務 内 容		
会 社 の 特 色		
過去 3 年間の 実 績	発 注 者	受注事業内容（受注年、実績）
	岩 手 県 関 係	
	岩 手 県 以 外 の 官公庁・公共団体	
	民 間	
【本申請の窓口となる担当者名】 所属 電話 職 E-mail 氏名		

※ 既存の資料（会社パンフレット等）で同項目が網羅されているものであれば、これに替えることができる。

※ 他に、会社の直近の財務諸表を添付すること。

※ 過去 3 年間の受託実績は、簡潔に受託事業の成果が分かる資料（契約書写し等）を添付すること。

受 付 票

受付担当者	
-------	--

番号	書類名	チェック欄
1	参加資格確認申請書【様式 1 - 2】	
2	会社概要及び過去 3 年間の主な情報発信業務等実績 【様式 1 - 3】（契約書写し）、財務諸表等	
3	受付表【様式 1 - 4】（本書）	

受付年月日			
商号又は名称			
所属		電話番号	
職		メールアドレス	
氏名			

「受付票」「受領票」は、太枠内のみ記入してください。

-----切り取り線-----

受 領 票

受付年月日	
商号又は名称	

「令和 7 年度県外復興情報発信番組制作業務」に係る参加資格確認申請書類等関係書類を受領しました。

岩手県 復興防災部 復興推進課
取扱担当者

印

【様式 1－5】

令和 年 月 日

岩手県知事 達 増 拓 也 様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名



企画コンペ参加辞退届

「令和 7 年度県外復興情報発信番組制作業務」に係る企画コンペについて、参加に係る届出書類を提出しましたが、都合により参加を辞退します。